

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5  
年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及  
び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、  
文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

内閣府 宇宙開発戦略推進事務局  
総務省 国際戦略局 宇宙通信政策課  
文部科学省 研究開発局 宇宙開発利用課  
経済産業省 製造産業局 宇宙産業課

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和 5 年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書を、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

# 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度宇宙戦略  
基金に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度宇宙戦略  
基金に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣、総務  
大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・ 43



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5  
年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書

## 目 次

I. 令和5年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・ 3

II. 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 資料1-1 宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日文科科学大臣決定）
- 資料1-2 宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日総国字第13号）
- 資料1-3 宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日経済産業大臣決定）
- 資料2 宇宙戦略基金設置規程（令和6年2月27日規程令和第6-8号）
- 資料3-1 会計規程（平成15年10月1日規程第15-43号）
- 資料3-2 宇宙戦略基金運用規程（令和6年2月27日規程令和第6-9号）
- 資料4 参照条文等

# I. 令和5年度宇宙戦略基金に係る業務に関する 報告書



## 令和5年度宇宙戦略基金に係る業務について

### 1. 基金の概要

「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）において、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化すると定められたこと等を踏まえ、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）が改正（令和5年11月29日成立、令和6年2月26日施行）され、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援するため「宇宙戦略基金」が機構に設置された。

令和5年度補正予算措置（計3,000億円）により、令和6年3月26日に宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日文科科学大臣決定）（資料1-1）に基づき1,500億円が交付、また同月28日に宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日総国字第13号）（資料1-2）に基づき240億円、宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日経済産業大臣決定）（資料1-3）に基づき1,260億円が交付され、いずれも同日付で、機構法の規定及び宇宙戦略基金設置規程（令和6年2月27日規程令和第6-8号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。

### 2. 基金の管理体制等

宇宙戦略基金に係る業務を適切に執行するため、令和6年7月1日の宇宙戦略基金事業部の発足に向け、同年1月1日に、経営企画部宇宙戦略基金準備室を設置し、体制・関係規程等の整備に着手し、業務に必要な準備を行った。

基金の管理・運用については、会計規程（平成15年10月1日規程第15-43号）（資料3-1）及び宇宙戦略基金運用規程（令和6年2月27日規程令和第6-9号）（資料3-2）に基づき、適切かつ着実な管理・運用を行った。

### 3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

(1) 令和5年度及び令和6年度（見込み） 各省の合計額

（単位：百万円）

		令和5年度	令和6年度（見込み）
前年度期末基金残高(a)		—	299,998
収入	国からの資金交付額	300,000	—
	運用収入	0	132
	その他	—	—

	合計(b)	300,000	132
支出	事業費	—	29,126
	管理費	2	874
	合計(c)	2	30,000
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		299,998	270,130
(うち国費相当額)		299,998	270,130

※表記について、百万円未満の位で四捨五入しているため、表章単位に満たない金額は0としている。

(2) 令和5年度 各省の内訳

(単位：百万円)

		総務省	文部科学省	経済産業省	合計
前年度期末基金残高(a)		—	—	—	—
収入	国からの資金交付額	24,000	150,000	126,000	300,000
	運用収入	0	0	0	0
	その他	—	—	—	—
	合計(b)	24,000	150,000	126,000	300,000
支出	事業費	—	—	—	—
	管理費	0	1	1	2
	合計(c)	0	1	1	2
国庫返納額(d)		—	—	—	—
当年度末基金残高(a+b-c-d)		24,000	149,999	125,999	299,998
(うち国費相当額)		24,000	149,999	125,999	299,998

※表記について、百万円未満の位で四捨五入しているため、表章単位に満たない金額は0としている。

(3) 令和6年度(見込み) 各省の内訳

(単位：百万円)

		総務省	文部科学省	経済産業省	合計
前年度期末基金残高(a)		24,000	149,999	125,999	299,998
収入	国からの資金交付額	—	—	—	—
	運用収入	11	66	55	132

	その他	－	－	－	－
	合計(b)	11	66	55	132
支出	事業費	2,330	14,563	12,233	29,126
	管理費	70	437	367	874
	合計(c)	2,400	15,000	12,600	30,000
国庫返納額(d)		－	－	－	－
当年度末基金残高(a+b-c-d)		21,610	135,065	113,455	270,130
(うち国費相当額)		21,610	135,065	113,455	270,130

※表記について、百万円未満の位で四捨五入しているため、合計の数値と内訳を足し上げたものが一致しない場合がある。

#### 4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

##### (1) 令和5年度 各省の合計

	令和5年度
実施決定件数 (単位：件)	－
実施決定額 (単位：百万円)	－

##### (2) 令和5年度 各省の内訳

	総務省	文部科学省	経済産業省	合計
実施決定件数 (単位：件)	－	－	－	－
実施決定額 (単位：百万円)	－	－	－	－

#### 5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和5年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

$$(\text{令和5年度末基金残高}) \div (\text{令和6年度以降業務に必要となる額})$$

#### 6. 研究開発事業の目標に対する達成度

宇宙戦略基金事業では、「宇宙技術戦略」(令和6年3月28日宇宙政策委員会)等を踏まえ、内閣府主導の下、4府省(内閣府、総務省、文部科学省及び経済産業省)が連携しながら、本事業の制度設計を定める基本方針や個別の技術開発テーマを定める実

施方針を策定し、民間企業、スタートアップ、大学・国立研究開発法人等に対する、先端技術開発、技術実証、商業化等の支援を行うこととしている。「輸送」、「衛星等」及び「探査等」の各分野において、「宇宙戦略基金 基本的な考え方～今後の検討の方向性～」(令和6年2月6日内閣府宇宙開発戦略推進事務局)で提示された方向性に沿いつつ、本事業の目的である宇宙関連市場の拡大、宇宙を活用した地球規模・社会課題解決への貢献及び宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化を目指す。

令和5年度は、体制・関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な運用を目指し、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等と協議を行い、着実に事業運営を実施した。

次年度以降は、「宇宙戦略基金 基本方針」(令和6年4月26日内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省)等に従って、基金の管理・運用、技術開発テーマの公募・審査・採択・交付、契約・支払等に係る事務、技術開発テーマの進捗状況等のマネジメント、情報発信等、成果の最大化に向けた取組を実施する。

## II. 參考資料



宇宙開発支援基金補助金交付要綱

令和6年2月26日  
文部科学大臣決定

(通則)

第1条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法(平成14年法律第161号。以下「機構法」という。)第21条第4項の規定に基づく宇宙開発支援基金補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)に、機構法第21条第1項に基づき、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化の支援(以下「研究開発事業」という。)及びこれに附帯する業務を実施するための基金(以下「基金」という。)を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付先)

第3条 この補助金は、文部科学大臣(以下「大臣」という。)が機構に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業(以下「事業」という。)に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
  - イ 基金の名称

- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 研究開発事業の概要
- ホ 研究開発事業の目標
- ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
  - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
  - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、機構法第 21 条第 2 項に基づき、基金に充てるものとする。
  - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
  - ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。
  - ホ 機構は、機構法第 23 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後 6 か月以内に大臣に提出しなければならない。
    - (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
    - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
    - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
    - (4) 保有割合
    - (5) 保有割合の算定根拠
    - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
  - ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
  - ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第 7 条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第 8 条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式 2 による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

- 第9条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。
- 2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

- 第10条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、別紙様式4による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第11条 機構は、第9条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

- 第12条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して調査及び報告等を求めることができる。

(是正のための措置)

- 第13条 大臣は、基金の管理・運用及び事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(実績報告)

- 第14条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日まで別紙様式5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

## (資料1-1)

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 機構が、補助金を第2条の目的以外の用途に使用した場合
  - 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

### (補助金の経理)

第17条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

### (電磁的方法による提出)

第18条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

### (電磁的方法による通知等)

第19条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は令和6年2月26日から施行する。

令和6年2月26日 総国字第13号

## 宇宙開発支援基金補助金交付要綱

## (通則)

第1条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）第21条第4項の規定に基づく宇宙開発支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に、機構法第21条第1項に基づき、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化の支援（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

## (交付先)

第3条 この補助金は、総務大臣（以下「大臣」という。）が機構に対し、その申請に基づいて交付する。

## (交付の対象)

第4条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

## (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

## (交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
  - イ 基金の名称

- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 研究開発事業の概要
- ホ 研究開発事業の目標
- ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
  - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
  - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、機構法第21条第2項に基づき、基金に充てるものとする。
  - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
  - ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。
  - ホ 機構は、機構法第23条第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
    - (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
    - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
    - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
    - (4) 保有割合
    - (5) 保有割合の算定根拠
    - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
  - ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
  - ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に

提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第10条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、別紙様式4による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 機構は、第9条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第12条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して調査及び報告等を求めることができる。

(是正のための措置)

第13条 大臣は、基金の管理・運用及び事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(実績報告)

第14条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受領した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合

二 機構が、補助金を第2条の目的以外の用途に使用した場合

三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第17条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第18条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他総務省に提出するものについては、電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第19条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令(以下「通

知等』という。)について、機構が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

## 宇宙開発支援基金補助金交付要綱

令和6年2月26日  
経済産業大臣決定

## (通則)

第1条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）第21条第4項の規定に基づく宇宙開発支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）に、機構法第21条第1項に基づき、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化の支援（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

## (交付先)

第3条 この補助金は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が機構に対し、その申請に基づいて交付する。

## (交付の対象)

第4条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

## (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

## (交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。
  - イ 基金の名称

- ロ 基金の額
- ハ 上記ロのうち国費相当額
- ニ 研究開発事業の概要
- ホ 研究開発事業の目標
- ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制
- 二 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 五 基金により行う業務（以下「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。
  - イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
  - ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、機構法第21条第2項に基づき、基金に充てるものとする。
  - ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
  - ニ 業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。
  - ホ 機構は、機構法第23条第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。
    - (1) 基金の額（年度末残高及び国費相当額）
    - (2) 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）
    - (3) 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額
    - (4) 保有割合
    - (5) 保有割合の算定根拠
    - (6) 研究開発事業の目標に対する達成度
  - ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。
  - ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第7条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式2による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

- 第9条 大臣は、前2条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式3による交付決定通知書を機構に送付するものとする。
- 2 前2条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

- 第10条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、別紙様式4による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第11条 機構は、第9条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

- 第12条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して調査及び報告等を求めることができる。

(是正のための措置)

- 第13条 大臣は、基金の管理・運用及び事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(実績報告)

- 第14条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受領した日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日まで別紙様式5による実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

- 第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。
- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

### (資料1-3)

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
  - 二 機構が、補助金を第2条の目的以外の用途に使用した場合
  - 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第3項の規定を準用する。

#### (補助金の経理)

第17条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

#### (電磁的方法による提出)

第18条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他経済産業省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

#### (電磁的方法による通知等)

第19条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

#### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は令和6年2月26日から施行する。

## 宇宙戦略基金設置規程

令和6年2月27日 規程令和第6-8号  
改正：令和6年7月1日 規程令和第6-35号

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）における宇宙戦略基金（以下「基金」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基金の設置)

第2条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号、以下「機構法」という。）第21条第4項に基づき国から交付される補助金により、宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日文科科学大臣決定）、宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日経済産業大臣決定）及び宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和6年2月26日総務大臣決定）（以下「交付要綱」と総称する。）に規定される目的のため、同条第1項に基づき機構に基金を設置する。

### (基金の対象となる業務)

第3条 基金は、交付要綱に規定される研究開発事業及びこれに附帯する業務に充てるものとする。

### (基金の運用)

第4条 基金は、機構法第21条第3項に規定する方法により運用するものとする。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の運用及び第3条に定める業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月27日 規程令和第6-8号）

この規程は、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」（令和5年12月6日法律第82号）の施行による業務方法書の変更につい

て機構が認可を受けた日から施行する。

附 則（令和6年7月1日 規程令和第6-35号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

## 会計規程

	平成15年10月1日	規程第15-43号
改正	平成17年7月21日	規程第17-74号
改正	平成18年10月16日	規程第18-58号
改正	平成31年3月25日	規程第31-21号
改正	令和元年10月21日	規程令和第1-18号
改正	令和6年2月22日	規程令和第6-5号
改正	令和6年7月1日	規程令和第6-42号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 勘定科目及び帳簿組織（第8条～第12条）
- 第3章 予算及び決算（第13条～第17条）
- 第4章 金銭及び有価証券（第18条～第23条）
- 第5章 資金（第24条～第26条）
- 第6章 契約（第27条）
- 第7章 固定資産及び棚卸資産（第28条～第33条）
- 第8章 資産の管理（第34条～第37条）
- 第9章 原価計算（第38条）
- 第10章 会計監査及び責任（第39条・第40条）
- 第11章 雑則（第41条）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、財政状態及び運営状況を明らかにするとともに、適正かつ効率的な業務運営を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第2条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号。以下「機構法」という。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成15年政令第368号）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会

計に関する省令（平成17年 総務省・文部科学省令第1号）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令（平成15年 文部科学省令第50号）その他の法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによるものとし、これらに定めのないものについては「独立行政法人会計基準」及び「企業会計原則」その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

（事業年度及び年度所属区分）

第3条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 機構の会計において、資産、負債及び資本の増減異動並びに収益及び費用の発生に関する取引（以下「取引」という。）の所属年度は、その原因たる事実の発生した日を基準として区分し、その日を決定することが困難な場合及び重要性の乏しいものについては、その原因たる事実を確認した日を基準として区分するものとする。

（区分経理）

第3条の2 機構の会計においては、勘定を区分し、一般勘定及び宇宙戦略基金勘定とする。

- 2 宇宙戦略基金に係る業務の経理については宇宙戦略基金勘定に、その他の経理については一般勘定に経理する。

（会計責任者）

第4条 機構の財務運営を適正に機能させるため、所要の箇所に次の各号に掲げる会計責任者及び事務を代理する者を配置する。

- (1) 契約その他収入又は支出の原因となる行為に関する責任者
  - (2) 収入又は支出に関する責任者
  - (3) 金銭及び有価証券の出納及び保管に関する責任者
  - (4) 前渡資金に関する責任者
  - (5) 資産（固定資産及び未成受託業務支出金を除く棚卸資産）の管理に関する責任者
- 2 前項の会計責任者の職位及び所掌する事務の範囲については理事長が別に定める。

（会計責任者の兼職禁止）

第5条 会計責任者のうち収入又は支出に関する責任者と金銭及び有価証券の出納及び保管に関する責任者は兼務することはできない。

（財務及び会計に関する事務等の総括）

第6条 機構全体の財務運営を円滑かつ適正に機能させるため、財務部長は、財務及び会計に関する事務を総括し、指示及び調整を行う。また、調達部長は、契約に関する事務を総

括し、指示及び調整を行う。

(電子計算機による事務)

第7条 機構の財務及び会計に関する事務は、原則として電子計算機を利用して行う財務会計システム(機構の財務及び会計に関する事務を実施するため、各会計責任者に設置される入出力装置を電気通信回線で接続した電子情報システムをいう。)によるものとする。

## 第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第8条 機構の会計においては、別に定める勘定科目に従って経理するものとする。

(帳簿)

第9条 機構の会計の業務を行うため、次の帳簿を備えるものとする。

(1) 主要簿

ア 総勘定元帳

イ 仕訳帳(会計伝票、日計表等をもってこれに充てることができる。)

(2) 補助簿

ア 現金預金出納簿

イ 有価証券台帳

ウ 資産台帳

エ その他必要な補助簿

2 帳簿の登記は、財務会計システムにて行うことができるものとする。

(会計伝票)

第10条 取引は、すべて会計伝票に基づいて処理するものとする。

2 会計伝票は、取引の発生を証する証拠書類に基づいて作成し、必ずこれを添付するものとする。

3 会計伝票の作成は、財務会計システムにて行うことができるものとする。

(証拠書類)

第11条 証拠書類とは、契約書、納品書、請求書、領収書、その他会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(帳簿等の保存期間)

第12条 帳簿、財務諸表及び伝票の保存期間は、次のとおりとする。ただし、宇宙戦略基金業務規程（規程令和第6-36号）第2条第3号に定める基金業務に関するものは次の期間又は宇宙戦略基金廃止後5年間のいずれか長い期間を保存期間とする。

(1) 帳簿

総勘定元帳	30年
その他の会計帳簿	10年

(2) 財務諸表等

通則法第38条に定める財務諸表等	30年
その他決算に関する書類	10年

(3) 会計伝票

7年

(4) 証拠書類

7年

2 前項の規定にかかわらず、保存期間が満了した帳簿等について業務運営上必要がある場合には、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。この場合において、当該延長に係る保存期間が満了した後にこれを更に延長するときも同様とする。

3 帳簿等の保存については、電子媒体によることができるものとする。

### 第3章 予算及び決算

(総合予算実施計画)

第13条 理事長は、通則法に定める中長期計画及び年度計画に基づき、毎事業年度開始前に総合予算実施計画を定めるものとする。

2 理事長は、必要があると認めるときは、総合予算実施計画を変更することができる。

(予算の執行)

第14条 予算の執行は、前条の総合予算実施計画に基づくものとし、その執行状況は、常に明らかにしておくものとする。

(決算)

第15条 機構の決算は、月次決算及び年度末決算に区分する。

(月次決算)

第16条 月次決算は、次に掲げる書類を作成するものとする。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算執行状況表

(年度末決算)

第17条 年度末決算は、次に掲げる書類を作成するものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 行政コスト計算書
- (5) 純資産変動計算書
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 附属明細書
- (8) 事業報告書
- (9) 決算報告書

#### 第4章 金銭及び有価証券

(金銭及び有価証券)

第18条 金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金には、小切手、郵便為替証書等を含めるものとし、預金には、郵便貯金及び金銭信託を含めるものとする。
- 3 有価証券の取扱は、金銭に準ずる。

(取引銀行)

第19条 機構の預金口座を設ける金融機関（以下「取引銀行」という。）は、理事長が指定する。

(収入及び支出)

第20条 機構の収入及び支出については、内容を調査決定のうえ、収納及び支払を行うものとする。

(収納)

第21条 収納は、取引銀行における口座振込又は現金により行うものとする。

- 2 収納した現金については、直ちに支払資金に充てることなく取引銀行に預け入れなければならない。

(支払)

第22条 支払は、取引銀行における口座振込、口座振替又は小切手により行うものとする。ただし、小口払いその他必要がある場合は、現金をもって支払うことができる。

(支払の基準)

第23条 支払は、原則として給付の完了を確認のうえ行うものとする。

- 2 前項に関わらず、経費及び契約の性質上又は業務運営上必要がある場合には、給付の完了の確認の前に支払うことができる。
- 3 前項に定める支払を行う場合の基準は、財務部長及び調達部長が通達として定める。ただし、宇宙戦略基金業務規程第15条第1号及び第2号に係る基準は、財務部長及び宇宙戦略基金事業部長が通達として定める。

第5章 資金

(短期借入金)

第24条 理事長は、中長期計画で定めた借入金の限度額の範囲において、必要に応じ、資金の短期借入を行うことができる。

(余裕金の運用)

第25条 理事長は、業務の執行に支障のない範囲で余裕金を、通則法第47条で定められた方法により運用することができる。

(前渡資金)

第26条 機構の業務上必要があるときは、役員又は職員に対し、資金を前渡することができる。

第6章 契約

(契約の原則)

第27条 契約を締結しようとする場合においては、手続きの適正と迅速性を全うしつつ、全て競争に付さなければならない。ただし、契約の性質上、これによりがたい場合は、随意契約を締結することができる。

- 2 契約相手方に必要な資格及びその他契約締結について必須の事項は、調達部長が通達として別に定める。ただし、宇宙戦略基金業務規程第15条第1号に係る事項は、宇宙戦略基金事業部長が通達として別に定める。

第7章 固定資産及び棚卸資産

(固定資産の範囲)

第28条 固定資産とは、業務目的を達成するために所有し、かつ、加工若しくは売却を予定しない財貨で、耐用年数1年以上の財貨をいう。ただし、取得価額が20万円未満の償却資産は、取得時に費用として処理するものとする。

2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分する。

(固定資産の取得価額)

第29条 固定資産の取得価額は、当該資産の取得原価によるものとし、取得原価には、引取費用等の付随費用を含めるものとする。

(固定資産の減価償却)

第30条 減価償却を要すべき有形固定資産及び無形固定資産については定額法により、減価償却を行うものとする。

(棚卸資産の範囲)

第31条 この規程において、棚卸資産とは未成受託業務支出金及び貯蔵品をいう。

(棚卸資産の取得価額)

第32条 棚卸資産の取得価額は、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算した価格とする。

(払出価額)

第33条 棚卸資産の払出価額は、原則として個別法によるものとし、それによることができない場合には、先入先出法によることができる。

## 第8章 資産の管理

(貸付・支給)

第34条 機構の資産は、適正な対価なくしてこれを機構以外の者に貸付けをし、又は使用させることができない。

2 機構の資産は、次の各号の一に該当する場合には前項の規定にかかわらず、これを無償又は時価よりも低い対価で貸付けをし、又は使用させることができる。

(1) 教育・学術研究を目的とするとき。

(2) 科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行うものの利用に供するとき。

(3) 機構の事業の普及又は宣伝を目的とするとき。

(4) 機構との契約に基づいて機構の業務を実施させるとき。

(5) その他理事長が特に必要があると認めたとき。

(譲渡)

第35条 機構の資産は、適正な対価なくしてこれを機構以外の者に譲渡することができない。

2 機構の資産は、次の各号の一に該当する場合には前項の規定にかかわらず、これを無償又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(1) 教育・学術研究を目的とするとき。

(2) 科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行うものの利用に供するとき。

(3) 機構の事業の普及又は宣伝を目的とするとき。

(4) その他理事長が特に必要があると認めたとき。

(交換)

第36条 機構の資産を交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

(資産の管理)

第37条 資産の管理については、財務部長が通達として別に定める。

## 第9章 原価計算

(原価計算)

第38条 機構は、経営の合理的な運営に資するため必要な原価計算を行う。

## 第10章 会計監査及び責任

(会計監査)

第39条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは特に命令した職員に会計監査を行わせるものとする。

(会計業務上の責任)

第40条 役員及び職員は、機構の財務及び会計に関して適用される法令及びこの規程その他機構の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 役員及び職員が故意又は重大なる過失により前項の規定に違反し機構に損害を与えた

ときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

## 第11章 雑則

(実施細則)

第41条 この規程の実施について必要な事項は、この規程に特に定めがあるものを除き、財務部長が通達として別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年7月21日 規程第17-74号）

この規程は、平成17年7月22日から施行する。

附 則（平成18年10月16日 規程第18-58号）

この規程は、平成18年10月16日から施行し、平成18年8月31日から適用する。

附 則（平成31年3月25日 規程第31-21号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月21日 規程令和第1-18号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和6年2月22日規程令和第6-5号）

この規程は、令和6年2月26日から施行する。

附 則（令和6年7月1日 規程令和第6-42号）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

## 宇宙戦略基金運用規程

令和6年2月27日 規程令和第6-9号

### (目的)

第1条 この規程は、宇宙戦略基金設置規程（規程令和第6-8号）第5条に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）における宇宙戦略基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基金の運用の原則)

第2条 基金の運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした運用に努めること。
- (2) 運用は業務の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

### (運用方法)

第3条 基金の運用は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号、以下「機構法」という。）第21条第3項に規定する方法により行うものとする。

- 2 基金を用いた業務への支払い時期が1箇年を超えると見込まれるときは、業務の執行に支障のない範囲で基金の中長期的な運用を行うことができる。
- 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

### (取引相手の選定条件)

第4条 基金の運用に係る取引相手については、金融庁が信用格付業者として登録した機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

### (債券の選定条件)

第5条 機構法第21条第3項により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条第1号に規定する債券については、金融庁が信用格付業者として登録した機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA

以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の運用期間中に、基金の運用に係る取引相手及び保有債券の発行体（以下「運用先金融機関等」という。）が第4条又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、運用先金融機関等又は預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(基金の運用に係る事務)

第8条 基金の運用に係る計画の立案は、経営企画部が行う。

2 基金の運用に係る事務は、前項に定めるものを除き、財務部が行う。

(基金の出納)

第9条 基金の出納は、会計規程（規程第15-43号）第4条第1項第3号に規定する金銭及び有価証券の出納及び保管に関する責任者が行う。

(運用先の監視・情報収集)

第10条 金銭及び有価証券の出納及び保管に関する責任者は、運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の運用において事故が発生した場合は、財務部長は直ちに理事長、経営企画担当理事及び財務担当理事に報告しなければならない。

(運用実績の報告等)

第12条 経営企画部長は、基金の運用に係る計画を立案したときは、理事会議に附議するものとする。

2 財務部長は、運用実績を定期的に、及び必要があると認める場合には随時、

理事会議に附議するものとする。

附 則 (令和6年2月27日 規程令和第6-9号)

この規程は、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律」(令和5年12月6日法律第82号)の施行による業務方法書の変更について機構が認可を受けた日から施行する。

## 参 照 条 文 等

○宇宙基本計画（令和5年6月13日閣議決定）（抄）

4. 宇宙政策に関する具体的アプローチ

（4）宇宙活動を支える総合的基盤の強化に向けた具体的アプローチ

(c) 技術・産業・人材基盤の強化

【先端・基盤技術開発の強化】

宇宙技術戦略を実行していくため、関係府省庁・機関における先端・基盤技術の開発・利用に関する取組との連携を図りつつ、我が国の中核的宇宙開発機関である JAXA における先端・基盤技術開発能力の一層の強化を行う。それと同時に、先端・基盤技術の開発に当たり、産学官の英知を結集・活用する仕組みを強化する観点から、JAXA における、企業、大学等に研究資金を戦略的かつ弾力的に供給する機能を強化する。これにより、JAXA 自ら開発に携わると同時に外部への資金供給を通じてオープンイノベーションを図る。

また、プロジェクトに着手する前の技術開発としてフロントローディングを実施することで、開発段階で大きな技術的課題に直面するリスクを軽減する。（内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、防衛省等）

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）（抄）

（基金の設置等）

第二十一条 機構は、次に掲げる業務（複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものに限る。）及びこれらに附帯する業務に要する費用に充てるための基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

一 第十八条第二号に掲げる業務（同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。）

二 第十八条第七号に掲げる業務

2 前項の基金（以下この条から第二十三条まで及び第三十一条第三号において「基金」という。）の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助するこ

とができる。

(略)

(国会への報告等)

第二十三条 機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構業務方法書（平成 15 年 10 月 1 日総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣認可。平成 24 年 12 月 26 日内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣認可。令和 6 年 3 月 8 日最終改正。）(抄)

(基金の設置等)

第 33 条の 2 機構は、機構法第 21 条第 1 項の規定により、基金を設置し、機構法第 18 条第 2 号に掲げる業務（同号の基礎研究及び基盤的研究開発のうち宇宙空間を利用した民間の事業にもその成果の活用が見込まれるものを公募により選定した者に委託して行うための業務に限る。）及び第 7 号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に要する費用に充てる。

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）（平成 30 年 3 月 1 日内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣決定。令和 6 年 2 月 26 日最終変更。）(抄)

### III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組

#### 2. JAXA の取組方針

##### (4) 宇宙活動を支える総合的基盤の強化

我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化に貢献するため、宇宙開発等の中核機関たる JAXA として、宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトを着実に推進するとともに、分野横断的な研究開発等の取組を推進する。

具体的には、基幹ロケットや革新的将来宇宙輸送システム、宇宙交通管理及びスペースデブリ対策に関する取組を進める他、民間事業者等との協働や技術面での支援・助言等による新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大に向けた取組及びイノベーションの創出に資する取組を主体的に推進する。さらには、我が国の宇宙産業における人的基盤を強化する観点からも、民間事業者等との相互の人材交流等の人材流動性を高めるための取組を推進する。加えて、JAXA の機能強化を図るため、多様な人材の宇宙分野への取り込みに資する取組も進める。

上記の他、JAXA 法第 21 条第 1 項に基づいて政府から交付される補助金により基金を設置し、また、宇宙基本計画に基づき策定・ローリングされる宇宙技術戦略も踏まえ、民間事

業者及び大学等に対する戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。

(略)

#### 6. 戦略的かつ弾力的な資金供給機能の強化

JAXA 法第 21 条第 1 項に基づいて政府から交付される補助金により設置する基金を活用し、民間事業者及び大学等に対する戦略的かつ弾力的な資金供給機能を強化する。これにより、JAXA が産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点として機能し、宇宙関連市場の拡大、宇宙を利用した地球規模・社会課題解決への貢献、宇宙における知の探究活動の深化・基盤技術力の強化に貢献する。





国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和5年度  
宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書に付する内  
閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業  
大臣の意見



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構令和 5 年度宇宙戦略基金に係る業務に関する報告書に付する内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の意見は次のとおりである。

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣

令和 5 年度宇宙戦略基金に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において、事業初年度となる令和 5 年度は、体制・規程等を整備した上で、基金を造成し、事業の効果的な運用のため、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等と協議を行い、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）第 21 条第 3 項、宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和 6 年 2 月 26 日総国字第 13 号）、宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和 6 年 2 月 26 日文部科学大臣決定）及び宇宙開発支援基金補助金交付要綱（令和 6 年 2 月 26 日経済産業大臣決定）並びに関係規程に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。





